

第33回

読谷村農業委員会会議録

第33回 読谷村農業委員会総会 議事録

開催年月日		令和 5 年 5 月26日 （火）			
開催時刻		14時00分 開会 15時00分 閉会			
開催場所		読谷村役場 3 階大会議室			
農業委員の出欠状況		出席者10名 欠席者 0 名			
議席 番号	氏名	摘要	議席 番号	氏名	摘要
1 番	伊波 正景	出	6 番	知花 勝也	出
2 番	屋宜 清	出	7 番	知花 竜	出
3 番	上地 和豊	出	8 番	知花 毅	出
4 番	與久田 一徳	出	9 番	真栄田 武	出
5 番	比嘉 健二	出	10番	比嘉 幸男	出
農地利用最適化推進委員の出欠状況			出席者 8 名 欠席者 0 名		
氏名		摘要	氏名		摘要
知花 勝		出	仲村渠 英正		出
津波 宏		出	比嘉 豊彦		出
上地 邦彦		出	棚原 靖		出
比嘉 光雄		出	江田 守恭		出
議事録署名委員		3 番 上地 和豊 4 番 與久田 一徳			
事 務 局 職 員		局長 新垣 功 係長 寺西 正吾			

議事日程

日程1	会長諸般の報告
日程2	会議録署名委員の指名について
日程3	会期の決定について
日程4	報告第5号 農地転用許可指令の接受について
日程5	議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程6	議案第19号 農地法第4条の規定による許可申請について
日程7	議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について
日程8	議案第21号 非農地証明願いについて
日程9	議案第22号 「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」
日程10	議案第23号 読谷村農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について

議長	これより第33回読谷村農業委員会総会を始めます。 — 日程1 会議録署名委員の指名について — — 日程2 会期の決定について — — 日程3 会長諸般の報告 —
議長	日程4の報告第5号 農地転用許可指令の接受について、事務局より報告をお願いします。
事務局	議案書2ページをお開きください。 報告第5号 農地転用許可指令の接受について報告
議長	ただいま事務局より報告がありましたけれども、これは報告ですので、質問がなければ進行してよろしいでしょうか。 （「はい」の声あり）
議長	次に日程5の議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いします。
事務局	議案書3ページをお開きください。 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について。
議長	ただいま議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請についての提案理由の説明がございました。 これより審議に入ります。受付番号1番について、現地を確認した委員のほうからの意見をお願いします。
委員（3番）	3番、上地です。受付番号1番ですが、航空写真の1枚目を御覧ください。申請人が耕作しておりサトウキビを生産する計画であります、何ら問題ないと思いますので許可相当でお願いします。
議長	現地を確認した上地委員のほうからは、許可基準適合表も何ら問題なく許可相当の御意見であります。ほかの委員からの御意見等がありましたらお願いしたいと思います。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしの声ですので、進行したいと思います。

では質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号1番は許可相当で決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号1番は許可相当で決定しました。

次に受付番号2番について、現地を確認した委員のほうからの御意見をお願いしたいと思います。

委員(6番)

6番、知花です。航空写真2ページ目です。現地は申請人が耕作しておりサトウキビも植えられています。何ら問題ないので、許可相当でお願いします。

議長

現地を確認した知花委員からは、サトウキビの計画で問題ないということで許可相当の御意見になります。本件についてほかの委員からの御質疑等ありましたらお願いしたいと思います。

(「進行」の声あり)

議長

なければ進行していいですか。

(「はい」の声あり)

議長

では質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号2番は、許可相当で決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号2番は許可相当で決定しました。

次に受付番号3番について、現地を確認した委員のほうからお願いしたいと思います。

委員（８番）	航空写真の３ページを御覧いただきたいと思います。事務局と一緒にってきました。現に申請人が耕作しています。観葉植物を計画しています。問題ないと思いますので許可相当でよろしく御審議をお願いいたします。以上です。
議長	現地を確認した知花委員のほうからは、何ら問題ないということ で許可相当の御意見であります。ほかの委員からの御質問等があり ましたらお願いします。 （「なし」の声あり）
議長	進行したいと思います。 では質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号３番は 許可相当で決定することに御異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、受付番号３番は許可相当で決定しました。 次に受付番号４番について、現地を確認した委員のほうから御意 見をお願いします。
比嘉推進委員	航空写真は３ページをお開きください。申請人はほかの畑でもバナナ、芋、パパイヤ、野菜を栽培しており、申請地でも野菜を計画しており何ら問題はないと思います。許可基準適合表もクリアしているので、許可相当をお願いいたします。
議長	現地を確認した比嘉推進委員のほうからは、許可相当の御意見であります。ほかの委員からの御質問等がありますか。
仲村渠推進委員	売価が73万4,000円だが、これは合っていますか。
事務局	売買価格はその金額ということです。
議長	ほかに御質問ないでしょうか。 ないようですので進行していいですか。

(「はい」の声あり)

議長

では質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号4番は許可相当で決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号4番は許可相当で決定しました。
次に日程6の議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請について議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

事務局

議案書22ページをお開きください。
議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請について。

議長

ただいま議案第18号の農地法第4条の規定による許可申請についての提案理由の説明がございました。
これより審議に入りたいと思います。受付番号1番について現地を確認した委員のほうから御意見ををお願いします。

比嘉推進委員

受付番号1番は、基準適合表が×となっていますので不許可相当でお願いします。

議長

現地を確認した比嘉豊彦推進委員のほうからは許可基準適合表がクリアされていないということで、不許可相当の御意見であります。質疑を終結して、これより採決を行います。受付番号1番は御意見のとおり不許可相当で進達することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号1番は不許可相当で進達することに決定しました。
次に受付番号2番について、現地を確認した委員のほうから御意見ををお願いします。

比嘉推進委員	受付番号2番ですが、申請地の周辺は住宅用地として利用されているが、本申請は追認許可事案であり、共同住宅を建築するところであるとなっていて問題ないと書かれているが、航空写真を御覧になったら分かるように既に建物ができています。基準適合表をクリアしているので許可相当です。
議長	現地を確認した比嘉豊彦推進委員のほうからは許可基準適合表も問題ないということで、許可相当の御意見であります。ほかの委員から何かありましたら。
委員（8番）	この事案について、共同住宅は築24年たっています。今さら4条申請を出したのか、何かいわくつきの問題でもあるのか。それと事務局としては追認の許可事案であるということも書かれているが、24年も看過してきたということで、この申請が出てきて違和感がなかったのか等、始末書とかそういった事務的な指導も行ったのか。
事務局	まず、この土地について今写真で分かるとおりアパートが建っています。この土地については平成6年に一般住宅を建てるということで転用許可が出された場所です。その後、許可を取り消しています。その後に手続をせずに共同住宅を建ててしまったといういきさつになっています。今回の申請目的は地目を宅地に替えたい。過去に一度は許可しているが取り消したため、追認事案で顛末書をつけて許可をするという申請にはなっています。事務局としては、恐らくこの20何年間、取消しされてその後そのまま建てられているという事実は多分分からなかったのかなと思っています。
委員（8番）	税法上の地目は。
事務局	課税上は宅地になっています。
委員（9番）	ちょっといいですか。建築会社は農地のままで建築は可能なのか。申請とかそれが必要ですね。
事務局	許可は一般住宅で貰い建築を進めたのではないかと。

議長

休憩を挟みます。

— 休憩 —

議長

審議を再開したいと思います。

ただいま現地を確認した委員のほうからも、この許可基準適合表も何ら問題なくクリアされていて、ここに追認案件も出されているということでもありますので、質疑を終結して採決を行いたいと思います。受付番号2番については、御意見のとおり許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号2番は許可相当で進達することに決定しました。

次に受付番号3番について、現地を確認した委員のほうから御意見をお願いしたいと思います。

知花推進委員

航空写真6ページですね。許可基準は、500平米を超えておりまだされていません。意見として申請用地は用途地域内にあります共同住宅建設計画であることから、許可基準を適合すれば何ら問題ないのですが、残念ながら基準がクリアできていませんので、本日の審議では不許可相当でよろしくお願いします。以上です。

議長

現地を確認した知花委員のほうからは、許可基準適合表もクリアされていないということで、不許可相当の御意見になります。ほかの委員から何かありましたらどうぞ。

委員（1番）

1番。もし仮に許可基準適合表がクリアになった場合、この場所にお家は建てられますか。この周辺。

事務局

はい、建てられます。

委員（1番）

用途地域変更したんだよね。

事務局	はい。問題はないです。
議長	ほかに何か御質問はありませんか。 なければ進行したいと思います。では、質疑を終結してこれより採決を行います。受付番号３番は、御意見のとおり不許可相当で進達することに御異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、受付番号３番は不許可相当で進達することに決定しました。 次に受付番号４番について、現地を確認した委員のほうから御意見をお願いしたいと思います。
比嘉推進委員	受付番号４番、航空写真のほうは７ページを参考にしてください。申請地の周辺は現在住宅地として利用され、建築資材置場を計画していることから、許可基準適合表をクリアすれば何ら問題はないと思いますが、許可基準適合表をクリアしていないので不許可相当でお願いいたします。以上です。
議長	現地を確認した比嘉推進委員のほうからは、許可基準適合表がクリアされていないということで不許可相当の御意見であります。ほかの委員から何かほかにありますか。 （「なし」の声あり）
議長	御意見がないようですので進行したいと思います。 質疑を終結してこれより採決を行います。受付番号４番は御意見のとおり不許可相当で進達することに御異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、受付番号４番は不許可相当で進達することに決定しました。 次に日程７の議案第19号 農地法第５条の規定による許可申請に

	ついて議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いします。
事務局	議案書24ページをお開きください。 議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について。
議長	ただいま議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請についての提案理由の説明がございました。これより審議に入ります。受付番号1番について、現地を確認した委員のほうから御意見を。
知花推進委員	航空写真は8ページです。許可基準適合表4ページをクリアしています。申請用地は周辺地域も住宅地域として利用されております。一般住宅を建築する計画があることから問題ありません。許可相当で審議をしていただきたい。以上です。
議長	現地を確認した知花推進委員のほうからは許可相当の御意見であります。ほかの委員からほかにありましたらどうぞ。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしの声ですので進行します。 質疑を終結してこれより採決を行います。受付番号1番は許可相当で進達することに御異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、受付番号1番は許可相当で進達することに決定しました。 次に受付番号2番について、現地を確認した委員のほうから御意見をお願いしたいと思います。
比嘉推進委員	受付番号2番、航空写真の9ページ、申請地は周辺も住宅用地として利用されていまして、資材置場を計画しているほか、許可基準適合表がバツがついているので不許可相当でお願いします。

議長

現地を確認した比嘉推進委員のほうからは、許可基準適合表がクリアされていないということで不許可相当の御意見であります。ほかの委員からありましたらどうぞ。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしの声ですので進行します。

質疑を終結して採決を行います。受付番号２番は、意見のとおり不許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号２番は許可相当で進達することに決定しました。

次に受付番号３番について、現地を確認した委員のほうから御意見ををお願いします。

比嘉推進委員

航空写真の９ページ、申請地の周辺は住宅化されて建売住宅を建築する計画であることから問題ないという、基準適合表もクリアしているので、許可相当でお願いします。

議長

現地を確認した比嘉推進委員のほうからは、何の問題もなく許可相当の御意見であります。ほかの委員からありますか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしの声ですので進行したいと思います。

質疑を終結して採決を行います。受付番号３番は御意見のとおり許可相当で進達することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長

異議なしと認め、受付番号３番は許可相当で進達することに決定しました。

次に日程８の議案第20号 非農地証明願いについて議題とします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

事務局	議案書25ページをお開きください。 議案第20号 非農地証明願いについて。
議長	ただいま議案第20号 非農地証明願いについての提案理由の説明がございました。これより審議に入ります。 まず受付番号1番について、現地を確認した委員のほうから御意見をどうぞ。
比嘉推進委員	受付番号1番は、申請地は駐留軍用地に接収された土地であり、返還時において耕作されておらず、農地性がないことから非農地として問題ないと思います。証明相当で。
議長	現地を確認した比嘉推進委員のほうからは証明相当の御意見であります。ほかの委員からの何か御質問等ありましたらどうぞ。 ほかに御質疑ないでしょうか。なければ進行してよろしいですか。 （「はい」の声あり）
議長	では質疑を終結してこれより採決を行います。受付番号1番については、御意見のとおり証明相当で決定することに御異議ございませんか。 （「異議なし」の声あり）
議長	異議なしと認め、受付番号1番は証明相当と決定しました。 次に受付番号2番について、現地を確認した委員のほうから御意見をお願いします。
比嘉推進委員	受付番号2番、申請地は高木が生い茂り20年以上農地として利用されてないことから非農地として問題ないと思います。証明相当でお願いします。
議長	現地を確認した比嘉推進委員のほうからは証明相当の御意見であります。ほかの委員のほうから御質疑ありましたらどうぞ。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしですので進行します。

質疑を終結して採決を行います。受付番号2番については御意見のとおり証明相当で決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、受付番号2番は証明相当と決定しました。

非農地証明願いに関する現地調査確認書の記載については、事務局に一任することによってよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、非農地証明に関する現地調査確認書の記載については事務局に一任することに決定しました。

次に日程9の議案第21号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について議題とします。事務局より説明をお願いします。

議案書28ページをお開きください。

議案第21号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定について。

議長

ただいま議案第21号の農用地利用集積計画(案)に係る意見決定についての提案理由の説明がございました。本議案は農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農業委員会の意見が求められております。これより質疑を行います。質疑のある方は挙手をして質問をお願いします。

議長

休憩の申出がありました。休憩します。

— 休憩 —

議長

審議を再開します。

ほかに何か御質問なければ進行してよろしいですか。

(「はい」の声あり)

議長

では質疑を終結してこれより採決を行います。ただいま議題となっております議案第16号 農用地利用集積計画(案)に係る意見決定については、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、議案第21号は原案どおり決定されました。

次に日程10の議案第22号 「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」について議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局

議案書32ページをお開きください。

議案第22号 令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)。上記について、農業委員会の意見を求めます。内容につきましては寺西から御説明申し上げます。

議長

ただいま議案第22号 「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」について説明がございました。これより審議を行います。質疑のある方は挙手をして質問をお願いします。

委員(8番)

37ページの活動実績の中で、是正勧告を行ったとありますけれども、その何らかの向こうからの書面ないし回答なり、是正したという報告はあるのかどうか。ちょっとそれを確認したい。

事務局

今、現状的にはないです。ない状況。県にも違反転用として報告はやっています。

委員(8番)

はっきり言って。市町村には強気だけど、そういう人には全然直らないさ。

事務局

今そういう状況です。

議長

ほかに御質疑ないでしょうか。なければ進行してよろしいですか。

(「はい」の声あり)

議長

では質疑を終結してこれより採決を行います。ただいま議題となっております議案第22号 「令和4年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」については原案どおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、議案第22号は原案どおり決定されました。

では次に日程11、議案第23号 読谷農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について議題とします。農振法では土地所有者や農業従事者から農業振興地域整備計画の変更申出が提出された場合、読谷村は農業委員会、土地改良区農業協同組合の意見を聞いた上で、農振法の定められた要件と照らし合わせて農用地区域からの除外や用途変更を決定します。農業委員会は土地所有者の中からの変更申出に対して重要な変更については農用地区域から除外して構わないか、それとも農用地区域から除外すべきではないか、軽微な変更については用途を変更してよいか、それとも変更すべきではないかを判断していただくことになります。各委員は特定の個人、団体等の利益を誘導するのではなく、農地法や農振法の趣旨を鑑み、変更による読谷村内のほかの地域への影響を踏まえ、農業振興の立場からその可否を議論するようお願いをします。それでは、担当課のほうから各案件について説明をお願いします。

農政係

皆さん、こんにちは。農地活用推進課農政係の江田です。お配りしている資料の農用地利用計画申出地一覧表で1、重要な変更協議案件を資料のほうから説明させていただきます。

議長

ただいま議案第23号 読谷農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定についての重要な案件と軽微な案件、それぞれの説明がございました。まずは重要な案件について委員のほうから御質問等あり

	ましたらお願いしたいと思います。
委員（４番）	４番、與久田です。重要案件の３番、波平の大当原。前回で下りたところですが、これは場所を変更すれば大丈夫なのか。
農政係	前回、令和４年度２件照会した場所の変更というところで、沖縄県に事前にこの資料も前もってお話しさせていただきました。そのときの状況であれば農振農用地の変更というのはできるだろうというところのお話をいただいています。
委員（４番）	出してからまた出来ないでは、地権者が遊ばれているみたいで気分を害するはずだから、大丈夫であるのであれば。
農政係	事前に沖縄県のほうでは。
議長	重要な案件について、ほかに何か御質問はないですか。なければ軽微な変更協議案件についても委員のほうから質疑を受けて、なければ整理番号順に意見決定をしていきたいと思っています。 （「異議なし」の声あり）
議長	では、異議なしの声ですので進行したいと思います。 では、質疑を終結して採決を行ってまいります。議案第23号 読谷農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定については、協議案件につきまして意見を決定したいと思いますが、まず重要な変更の整理番号１番について、先ほどの審議内容のとおり農用地区域から除外または除外すべきじゃないと意見を決定したいと思いますが、どのような御意見で意見決定をしたいと思いますか。除外でよろしいですか。
委員（８番）	農業関連のものは管理用道路とか特に問題はないが、要するに全体的な土地利用においてそれを阻害するものではないと。
議長	では、重要な変更の整理番号１番については、除外すべきではないと意見決定してよろしいですか。１番については除外することに

決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、1番は除外と決定することにいたしました。
次に整理番号2番についてお諮りします。2番については、除外で決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

そのように決定いたしました。

議長

休憩します。

— 休憩 —

議長

審議を再開します。
まず1番の部分は決定しましたので、次に重要な変更の整理番号3番から5番については、関連しておりますので一括して意見決定をしたいと思います。

(「なし」の声あり)

議長

3番から5番については、先ほどの審議内容のとおり農用地区域から除外と決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、重要な変更の整理番号3番から5番については除外と決定しました。
続いて軽微な変更に移りたいと思います。軽微な変更の整理番号1番は用途を変更することに決定したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、軽微な変更の整理番号1番については変更と決定しました。

続いて軽微な変更の整理番号2番は、先ほどの審議内容のとおり変更と決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、軽微な変更の整理番号2番については用途を変更と決定しました。

次に軽微な変更の整理番号3番と4番は関連しておりますので、一括して意見を行いたいと思います。先ほどの審議内容のとおり変更と決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

そのとおり決定したいと思います。

次に軽微な変更の整理番号5番について、審議内容のとおり変更と決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

休憩します。

— 休憩 —

議長

審議を再開します。

まず軽微な変更の整理番号6番について、用途を変更することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長

では、そのように出したいと思います。

最後に、軽微な変更の7番についても用途を変更することで御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

そのように決定いたしました。

以上で、議案第23号の審議は終了したいと思います。担当課の職員は退席してください。

では、これにて日程1から日程11まで、全て審議が終了しました。議決事項における議事整理については、会長に一任することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長

異議なしと認め、会長に一任することに決定しました。

皆さんの御協力の下、第33回読谷村農業委員会総会が無事に終了しましたので、厚く御礼申し上げます。これで総会を閉じます。